

栃木県環境森林部建設現場の遠隔臨場（監督）に関する試行要領

令和5（2023）年4月

栃木県 環境森林部

目次

1. 総則	1
1.1 目的	1
1.2 対象工事	1
1.3 適用の範囲	2
1.4 受注者の実施項目	3
1.5 施工計画書	4
1.6 監督職員による監督の実施項目	5
1.7 検査職員による検査の実施項目	6
2. 遠隔臨場に使用する機器と仕様	7
3. 遠隔臨場による段階確認等の実施	10
3.1 事前準備	10
3.2 遠隔臨場の実施	11
3.3 遠隔臨場の実施記録	12
4. 費用負担	13
5. 工事成績評定	13
6. その他	13
附則	13

1. 総則

1. 1 目的

本要領は、栃木県環境森林部が発注する土木工事の建設現場において「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するために、以下の事項を定めるものである。

- 1) 適用の範囲
- 2) 遠隔臨場に使用する機器構成と仕様
- 3) 遠隔臨場による段階確認等の実施及び記録

【解説】

遠隔臨場とは、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を利用し、遠隔地からWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものをいう。

『栃木県環境森林部建設現場の遠隔臨場（監督）に関する試行要領（以下、「本要領」という。）』は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督職員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、遠隔臨場を適用するにあたり、その適用範囲や具体的な実施方法と留意点等を示したものである。

1. 2 対象工事

環境森林部が発注する原則全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や映像による確認が困難な工種等については、この限りではない。

1. 3 適用の範囲

本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、『環境森林部土木工事等共通仕様書』に定める「段階確認」、「材料確認」と「立会」を実施する場合に適用する。

【解説】

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を利用することにより、監督職員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、従来の現場臨場に代えて、遠隔臨場を利用することが出来るものとする。

なお、監督職員等が十分な情報を得られないと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、現場臨場による確認を実施する。

(1) 段階確認

『環境森林部土木工事等共通仕様書』、「第3編 土木工事共通編 第1章 総則」、「第1節 総則」、「土工共 1-1-6 監督職員による確認及び立会等」に定める「段階確認の臨場」において、「監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。」事項に該当し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。なお、この方法は上記事項に記載されている「受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならぬ。」事項に該当するものである。

(2) 材料確認

『環境森林部土木工事等共通仕様書』、「第2編 材料編 第1章一般事項」、「第2節 工事材料の品質」の「1. 一般事項」及び「4. 見本・品質証明資料」による品質確認及び現物による確認を記載したものである。

『環境森林部土木工事等共通仕様書』、「第3編 土木工事共通編 第2章一般施工」、「第12節 工場製作工（共通）」において、受注者は鋼材にJISマーク表示のないものについては、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器を用いて以下のとおり確認するものとする。

- ・ 鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法の確認
- ・ 鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なものうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認
- ・ 上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認

(3) 立会

『環境森林部土木工事等共通仕様書』、「第1編 共通編 第1章 総則」、「共 1-1-2 用語の定義」に定める「立会」において「契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」事項に該当し、この場合における監督職員等が臨場にて行う行為に動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。

➤ **ウェアラブルカメラ**

ヘルメットや体に装着や着用可能（ウェアラブル：Wearable）なデジタルカメラの総称。

使用製品を限定するものではない。

一般的なスマートフォンやタブレット等のモバイル端末を使用することも可能である。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等の活用を妨げるものではない。

➤ **Web会議システム**

インターネットを介して、遠隔地にいる相手とリアルタイムで映像や音声、資料等の共有を行うツールの総称。（例）Zoom、Microsoft Teams 等

1. 4 受注者の実施項目

本要領を適用した、受注者の実施項目は、次の図1-1に示すとおりとする。

図1-1 受注者の実施項目

実施手順	受注者の実施項目
<p>施工計画書 ↓ 機器の準備 ↓ 遠隔臨場による 段階確認等の実施</p>	<p>①施工計画書の作成</p> <ul style="list-style-type: none">・本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目 <p>②機器の準備</p> <ul style="list-style-type: none">・動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）・Web会議システム等 <p>③段階確認等の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・事前準備・撮影の実施

出典：建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）（国土交通省R4.3）（一部修正）

【解説】

受注者は、本要領に記載されている内容を確認、把握する上で必要な準備、人員及び資機材等の提供ならびに、必要とする資料の整備を行うものとする。

受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、そのデータの保存を行う必要はない。

ただし、遠隔臨場が行われた記録として確認・立会願に添付する実施状況写真等を下記の例を参考に撮影（1枚程度）すること。

実施記録の方法（参考）

- ・Web会議システム等の通信、通話履歴の表示画面をキャプチャ撮影する。
- ・Web会議システム等で監督職員等の画面を表示させた状態でキャプチャ撮影する。
- ・Web会議システム等で監督職員等の画面を表示させた状態の端末を含めた写真を撮影する。

1. 5 施工計画書

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書及び添付資料に次の事項を記載し、監督職員の確認を受けなければならない。

- 1) 適用種別
- 2) 使用機器と仕様
- 3) 段階確認等の実施

【解説】

(1) 適用種別

本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目を記載する。

(2) 機器構成と仕様

本要領に基づいて使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を記載する。

1) 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器と仕様

現場（臨場）にて使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器と仕様を記載する。

2) Web会議システム等

動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）を監督職員等へ配信するための使用するWeb会議システム等を記載する。

(3) 段階確認等の実施

本要領に基づいた、「段階確認」、「材料確認」と「立会」の実施方法を記載する。

1. 6 監督職員による監督の実施項目

本要領を適用した、監督職員による監督の実施項目は、次の図 1-2 に示すとおりとする。

図 1-2 監督職員の実施項目

実施手順	監督職員の実施項目
<p>施工計画書</p> <p>機器の準備</p> <p>遠隔臨場による 段階確認等の実施</p>	<p>①施工計画書の確認</p> <ul style="list-style-type: none">・本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目・機器構成と仕様 等 <p>②段階確認等の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・「確認・立会願」の受領・撮影の実施と記録

出典：建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）（国土交通省 R4.3）（一部修正）

【解説】

監督職員等は、本要領に記載されている内容を確認及び把握するために資料等の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、そのデータの保存を行う必要はない。

ただし、確認実施者が現場技術員^{注1}の場合は、映像と音声の保存を行う。なおこの場合、電子媒体（DVD-R 等）に格納し、監督職員に提出する。

監督職員は、現場技術員が実施した遠隔臨場の記録を確認する。

注 1（現場技術員）

『環境森林部土木工事等共通仕様書』、「第 3 編 土木工事共通編 第 1 章総則」、「第 1 節 総則」に記載のあるもの。

1. 7 監督職員による監督の実施項目

本要領を適用した、検査の実施項目は、次の図 1-3 に示すとおりとする。

図 1-3 検査職員の実施項目

実施手順	検査職員の実施項目
<p>施工計画書</p> <p>機器の準備</p> <p>遠隔臨場による 段階確認等の実施</p>	<p>①施工計画書の確認</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目の確認 <p>②段階確認等の実施状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「確認・立会願」の授受状況の確認

出典：建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）（国土交通省 R4.3）（一部修正）

【解説】

遠隔臨場を適用した「段階確認」、「材料確認」と「立会」における検査職員の実施項目は図 1-3 のとおりとする。なお、確認実施者が現場技術員の場合は、実施の記録が監督職員に提出されていることを確認する。

2. 遠隔臨場に使用する機器と仕様

遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備、運用するものとする。

【解説】

遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器は受注者が準備、運用するものとする。また、遠隔臨場に用いる動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等は監督職員と協議の上、確認行為を実施できるものを選定する。

なお、発注者側にて準備している動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や既に使用しているWeb会議システム等がある場合は、この利用を妨げるものではない。

(1) 機器構成

図 2-1 機器構成（例）



出典：建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）（国土交通省 R4.3）

(2) 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等に関する仕様（参考値）

本試行に用いる動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）による映像と音声とWeb会議システム等に関する仕様（参考値）を次に示す。なお、映像と音声は、別々の機器を使用することが出来るものとし、夜間施工等における赤外線カメラや水中における防水カメラ等の使用を妨げるものではない。

記載の仕様については、今後の映像・通信技術向上により、仕様が適切でなくなる場合も想定されることから、受発注者間に協議の上、判断するものとする。

表2-1 動画撮影用のカメラに関する仕様（参考値）

項目	仕様	備考
映像	画素数：640×480以上	カラー
	フレームレート ^{注2} ：15fps以上	
音声	マイク：モノラル（1チャンネル）以上	
	スピーカ：モノラル（1チャンネル）以上	

出典：建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）（国土交通省R4.3）

注2（フレームレート：Frame rate）

動画において、単位時間に使用するフレーム数（コマ数）の数（静止画像数）を示す数値。

通常、1秒あたりの数値で表す。（単位：fps = Frames Per Second）

数値が大きいほどなめらかな動画となる。

表2-2 Web会議システムに関する仕様（参考値）

項目	仕様	備考
通信回線速度	下り最大50Mbps、上り最大5Mbps以上	
映像・音声	転送レート ^{注3} （VBR） ^{注4} ：平均1Mbps以上	

出典：建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）（国土交通省R4.3）

注3（転送レート：Transfer Rate）

単位時間あたりに転送または処理されるビット数（デジタル信号の量）を示す数値。

通常、1秒あたりの数値で表す。（単位：bps = Bits Per Second）

数値が大きいほど高品質とされる。ビットレートともいう。

注4（VBR：Variable Bitrate 可変ビットレート）

主に音声や動画などの圧縮時にビットレートを可変する方式の一つ。

画素数と最低限必要な通信速度を示す。なお、下表は目安であり、利用する人数や映像共有の有無等の利用環境や電波状況、時間帯に応じて変化することに留意する。

表 2-3 画質・画素数と最低限必要な通信速度

画質	画素数	最低限必要な通信速度
360p	640×480	530kbps
480p	720×480	800kbps
720p	1280×720	1.8Mbps
1080p	1920×1080	3.8Mbps
2160p	4096×2160	20.0Mbps

出典：建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）（国土交通省 R4.3）

3. 遠隔臨場による段階確認等の実施

3. 1 事前準備

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、必要な準備をしなければならない。

【解説】

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、監督職員等に実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について、監督職員等の確認を行う。なお、監督職員等による確認・立会の実施時間は、監督職員等の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。

『環境森林部土木工事等共通仕様書』、「第3編 土木工事共通編 第1章 総則」、「土工共 1-1-6 監督職員による確認及び立会等」に記載の内容は下記のとおり。

1) 確認・立会願の提出

受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ確認・立会願を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。

2) 段階確認

受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定期等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。（様式は確認・立会願を使用）

3. 2 遠隔臨場の実施

受発注者は、本要領に従い遠隔臨場を実施する。

【解説】

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等の仕様、通信状況について確認を行う。また、必要な準備、人員及び資機材等を提供する。

(2) 現場の確認

現場における確認箇所の位置関係を把握するため、受注者は実施前に現場周辺の状況を伝え、監督職員等は周辺の状況を把握したことを見える。

(3) 実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。実施にあたり、必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等による実施項目の確認を得る。また、終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による実施結果の確認を得るものとする。

3. 3 遠隔臨場の実施記録

受注者は、本要領に従い遠隔臨場の実施記録を行う。

【解説】

(1) 遠隔臨場の実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた記録として確認・立会願に添付する実施状況写真等を下記の例参考に撮影（1枚程度）すること。

実施記録の方法（参考）

- ・Web会議システム等の通信、通話履歴の表示画面をキャプチャ撮影する。
- ・Web会議システム等で監督職員等の画面を表示させた状態でキャプチャ撮影する。
- ・Web会議システム等で監督職員等の画面を表示させた状態の端末を含めた写真を撮影する。

(2) 映像と音声の保存

受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、そのデータの保存を行う必要はない。

ただし、確認実施者が現場技術員の場合は、映像と音声の保存を行う。なおこの場合、電子媒体（DVD-R等）に格納し、監督職員に提出する。

【留意事項】

遠隔臨場にあたっては、以下に留意する。

- (1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- (2) 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れたり、カメラの保持、操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため、撮影しながら移動する場合は、進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全対策に留意すること。
- (3) 受注者は、作業員のプライバシーを侵害する音声が配信される場合があるため留意すること。
- (4) 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- (5) 受注者は、公的ではない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物を特定できないよう必要な措置を行うこと。
- (6) 電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員は机上確認することも可能とする。
- (7) 本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

4. 費用負担

遠隔臨場の試行にかかる費用については、設計変更にて共通仮設費に積上げ計上する。

5. 工事成績評定

本要領を適用した遠隔臨場の実施の有無については、工事成績評定において評価対象としない。

【解説】

受発注者間の協議により双方の作業効率化等を目的として実施される遠隔臨場については、通常の現場臨場と同様に、施工履歴を管理し契約の適正な履行を確認するための臨場であることから、その実施の有無を、考查項目別運用表における「創意工夫」等において評価対象としない。

6. その他

本要領に記載されていない事項については、環境森林部 森林整備課と協議するものとする。

附則

本要領は、令和3（2021）年1月10日から適用する。

本要領は、令和5（2023）年4月10日以降に起工する工事から適用する。